

## 定時制通信制高校における合同チーム参加資格の特例及び規約

### 1 合同チームの編成の要件

- イ 定時制通信制において、競技ごとに複数校で構成する合同チームを編成することができる。
- ロ この特例による合同チームは原則1ヶ年間、このチームを維持する。  
ただし、チーム編成が変更になった場合には、合同チームを解除、もしくは再度申請を行うものとする。
- ハ 各都道府県高等学校体育連盟において、合同チームが適正であり、勝利至上ではないと認められること。

### 2 参加資格及び登録について

- イ 都道府県高体連に加盟する高等学校に所属すること。
- ロ 登録においては各都道府県高体連において行うこと。

### 3 特例による合同チームの申請と承認について

- イ 合同チームを編成する場合、各都道府県高体連を経て（公財）全国高等学校体育連盟定時制通信制部まで別に定める申請書及び資料を提出する。
- ロ 申請は合同チームの編成を希望する当該年度の4月1日より4月末日までの間に行うものとする。
- ハ 合同チームが認められた場合、その期間は、4月1日より原則1ヵ年間とする。

### 4 その他

- イ この他の出場資格に関しては（公財）全国高等学校体育連盟の定める参加資格に準ずるものとする。
- ロ 全国高等学校定時制通信制体育大会及び本大会の地方予選において不正等が発覚した場合には参加出場権を剥奪する。
- ハ 合同チームの対象となる種目は、バレーボール（部員数5名）・バスケットボール（部員数4名）・サッカー（部員数10名）・卓球部員数2名とする。（軟式野球は別途定める全国高等学校定時制通信制軟式野球連盟の合同チーム規約によるものとする）
- ニ この規約は令和4年4月1日より施行する。